

令和 8 年度関係人口実態調査・受入環境分析業務の企画提案に係る質問及び回答

No	質問内容	回答
1	仕様書1頁「4 業務内容」に記載されている「（１）の市町における業務を基本とし、（２）の市町における業務にも従事する場合には、その従事時間の合計が、（１）の業務従事時間の合計を超えないこと。」とありますが、実績報告時に業務日報等で各従事者の本業務における業務時間内訳を報告する必要がありますか。どのような形で上記の超えていない旨を報告すればよいかをご教示ください。	仕様書の「4 対象市町村」のうち（２）の市町村における業務に従事する場合は、実績報告時に、任意様式による市町ごとの業務時間内訳をご提出ください。業務日報等の様式による提出は求めません。
2	仕様書4頁「8 実施体制」に記載されている「宮城県過疎地域等政策支援員」は当社と雇用関係にある者を配置する必要がありますでしょうか。当社との契約関係を有し、業務に従事する者であれば当社との雇用関係は必須ではないという認識でよいでしょうか。	必ずしも雇用関係にある者を配置する必要はありません。なお、実施体制については企画提案全体を踏まえて評価します。
3	「宮城県過疎地域等政策支援員」の従事要件として「指定時間以上の本業務への従事」等がありますか。推進要綱に記載されている内容以外の指定要件があればご教示ください。	「月〇時間以上」といった具体的な指定時間数の従事要件は設けておりません。従事要件については、国の「都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱」及び本県の「宮城県過疎地域等政策支援員設置要綱」に規定されている内容以外の独自の指定要件はありません。
4	5（５）市町村向け参考資料の作成に関して参考資料の仕様・規格について、用紙サイズやページ数など、現在想定している具体的な内容がございましたら教えてください。	用紙サイズはA4縦版を想定しており、ページ数は現時点で想定しておりません。なお、紙媒体による納品は簡易な形態を想定しており、冊子による納品は想定しておりませんのでご注意ください。
5	8 実施体制「宮城県過疎地域等政策支援員」に関して県から委嘱を受けた宮城県過疎地域等政策支援員が、本業務の調査や支援等を行うものと理解しておりますが、委嘱を受けない者が（１）実態調査や（２）重点地域調査に従事することはできないのでしょうか？本業務における調査・支援に従事する者すべてを、宮城県過疎地域等政策支援員として提案すべきでしょうか？	委嘱を受けない者が（１）（２）業務に従事することは可能です。また、本業務における調査・支援に従事する方すべてを宮城県過疎地域等政策支援員として提案いただく形でも、一部の方に限定し提案いただく形でもどちらでも問題はなく、その点も含めてご提案ください。
6	8 実施体制「宮城県過疎地域等政策支援員」に関して社外の専門人材を実施体制に加え、宮城県過疎地域等政策支援員として委嘱を受け、本業務の調査等に従事することは可能でしょうか？	可能です。なお、実施体制については企画提案全体を踏まえて評価します。
7	9（３）情報セキュリティの次が（５）損害賠償となっておりますが、（４）は誤記でしょうか？それとも記載漏れでしょうか？	記載漏れです。大変失礼いたしました。正しくは、「（４）損害賠償」となります。 （正）（４）損害賠償 （誤）（５）損害賠償
8	企画提案募集要領における2応募資格（１）「宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者であること」について、応募者と同一資本グループに属する会社（親会社・子会社等）が宮城県内に有する拠点を、本業務の実施に当たり活動拠点として使用する場合、本要件を満たすものと理解してよろしいでしょうか？	募集要領における「宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者」とは、応募者自身が宮城県内に本社又は営業所等の活動拠点を有していることを要件としています。 このため、応募者と同一資本グループに属する親会社、子会社等が宮城県内に活動拠点を有している場合であっても、応募者自身が宮城県内に活動拠点を有していない場合には、本要件を満たしません。
9	宮城県過疎地域等政策支援員について、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（添付資料１）では「6月以上の期間」「複数の市町村」の支援業務に従事することが要件とされています。支援員の現地での活動（対象市町への訪問、現地調査、地域関係者との対話等）について、当該要件のほかに県として想定する回数・日数・頻度等の水準はありますでしょうか。特段の想定がない場合は、当該要件を満たす範囲で、現地活動の回数・頻度等は企画提案者の提案に委ねられるものと理解してよろしいでしょうか。	想定する回数・日数・頻度等の水準はなく、お見込みのとおりで、それらも含めご提案ください。